

2015年10月30日

防衛大臣 中谷 元 様  
国土交通大臣 石井 啓一 様

## 辺野古新基地建設工事着手に抗議 沖縄を蹂躪する暴挙を許さない

昨日、辺野古新基地建設に向けた埋め立て工事が強行されました。これまで何度も、選挙で、県議会で、市議会で、市民の行動で、「辺野古基地建設ノー」という沖縄の民意は明らかにされてきました。翁長県知事による埋め立て承認取り消しは、こうした長いプロセスの結果であり、沖縄の人たちの悲願でした。しかし政府はこれにすら一顧だにしませんでした。現場では、抵抗する人びとを力づくで排除し、政治ではあらゆる法の抜け穴をつかって、なりふりかまわず力で沖縄を屈服させる。これは、国家権力による暴力としか言いようがありません。沖縄を再び「銃剣とブルドーザー」で蹂躪しようというのでしょうか。

私たちは強くこれに抗議します。

菅義偉官房長官は28日、政府がオスプレイを使用した米海兵隊の訓練拠点を佐賀空港に移転する計画を見送る方針に対して「(配備には) 地元の了解を得ることが当然だと思う」との考えを示しました。

もちろん、当然のことです。その当然のことがなぜ、沖縄には適用されないのでしょうか？

沖縄防衛局の審査請求は、個人の権利救済を目的とした行政不服審査法の趣旨を逸脱し、「国」の立場で埋め立てを申請した沖縄防衛局が「私人」として不服審査を請求するなど、明らかに法の濫用であることは、多くの行政法学者が批判している通りです。

翁長県知事は、承認取り消しにあたり、きわめて慎重な検討を行ってきました。知事の指示により設置された第三者委員会は、法的な検証を行った結果、4つの瑕疵をあげています。すなわち、①「埋め立ての必要性」が立証されていない、②「国土利用上、適正かつ合理的」という要件を満たしていない、すなわち利益が不利益を上回っているということが立証されていない、③環境影響評価がずさんであり環境保全措置が不十分、④「生物多様性おきなわ戦略」、「琉球諸島沿岸海岸保全基本計画」など法律に基づく地域の計画に反している——の4点です。政府はこれに何一つ答えていません。

私たちは、国土交通省・防衛省に対して、行政不服審査法の濫用と、沖縄の民意を踏みにじる工事の強行に対して抗議を行うとともに、沖縄県知事の承認取り消しを受け入れ、辺野古新基地建設の作業の中止を求めます。

国際環境 NGO FoE Japan  
美ら海にもやんばるにも基地はいらない市民の会  
ラムサール・ネットワーク日本  
沖縄環境ネットワーク  
辺野古リレー  
ピースボート

10・30「ストップ！辺野古埋め立て」集会参加者一同